

平成 28 年度第 1 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 28 年 6 月 1 日（水） 午後 3 時 00 分～午後 5 時 15 分

2 会議の場所 岡崎市役所分館 3 階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 1 号 「景観重要建造物の指定について」（アイチ味噌溜店舗）
- (2) 報告第 1 号 「景観重要公共施設の制度について」
- (3) 報告第 2 号 「乙川リバーフロント地区整備とまちづくりについて」
- (4) 報告第 3 号 「岡崎市歴史的風致維持向上計画の認定について」

4 会議に出席した委員（13 名）

| | |
|------------------|--------|
| 学識経験者 | 河江 喜久代 |
| 学識経験者 | 杉野 丞 |
| 学識経験者 | 瀬口 哲夫 |
| 学識経験者 | 丹羽 誠次郎 |
| 学識経験者 | 中根 克弘 |
| 学識経験者 | 長谷川 明子 |
| 学識経験者 | 堀越 哲美 |
| 公益社団法人愛知建築士会岡崎支部 | 佐藤 繁子 |
| 愛知県広告美術業協同組合 | 柴田 芳孝 |
| 岡崎商工会議所 | 林 みずほ |
| 景観整備機構 | 天野 裕 |
| 景観整備機構 | 岩月 美穂 |
| 公募市民 | 新海 眞二 |

5 説明者

| | |
|-------------------------|--------|
| 都市計画課長 | 新井 正徳 |
| 都市整備部都市計画課 景観推進班長 | 鈴木 秀幸 |
| 都市整備部都市計画課 歴史まちづくり班長 | 木下 政樹 |
| 乙川リバーフロント推進課 企画調整班班長 | 鈴木 亨一郎 |
| 都市整備部都市計画課 歴史まちづくり班主任主査 | 中村 敦 |
| 都市整備部都市計画課 景観推進班技師 | 鈴木 孝道 |
| 都市整備部都市計画課 景観推進班技術員 | 小林 佑大 |

6 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として杉野委員及び柴田委員を議事録署名者に指名した。

7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第1号「景観重要建造物の指定について」(説明)

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(小林景観推進班技術員)から説明した。

- (1) 「アイチ味噌溜店舗」の建造物の概要等について
- (2) 現状変更の内容について

9 諮問第1号「景観重要建造物の指定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

佐藤委員：

今回の東立面改修では西面に合わせて上部を漆喰で行わないのか。

事務局：

申請者である日本レトルトフーズ様より、現状に基づいた形での現状変更の申請を受けている。そのため漆喰仕上げではなく板張りでの修繕を検討している。

瀬口会長：

もともとは全体が板張りで行われていることを確認しているということか。

事務局：

東面については確認している。

瀬口会長：

どのような確認を行ったか。

事務局：

所有者へのヒアリングによるものが主である。

瀬口会長：

移築前の宮崎にある当時のものは確認しているか。

事務局：

移築前の記録は残っておらず、また当時を知る人がいないため確認することができなかった。

杉野委員：

行政として確認する点としては、実際に東面の板を取った際に、移築した当時に土壁のまままで仕上げを行っていない痕跡を確認できれば問題ないと考える。今回の件も漆喰の仕上げの跡が見つからなければ、移築当時から東面が板張りであったことの証拠となるのではないか。その点についてはいかがか。

事務局：

鉄板をすべてはがして確認することはできていないが、施工業者により鉄板の内部を覗きこみ土壁が広がっていることを確認している。

杉野委員：

写真を撮って審議会の資料として提出いただければ確認することができる。

事務局：

配布資料としてはお配りしていなかったが業者からは覗き込んだ写真の提供を受けている。次回からは配布資料としてご用意させていただく。

瀬口会長：

ささら子下見板張りとは張りとの違いは。

事務局：

ささら子下見板張りでは押し縁に板に沿った加工を加え丁寧な作りとなっており、建物の正面等、よく見える面などでよく使われる手法。それに対し、張りとはささら子下見板張りと比較し簡易なものとなるが、一般的に建物の側面までささら子下見板張りで行うことは稀であり、今回の改修でも張りで行いたいとの意向を受けている。

瀬口会長：

現状も押し縁で押える下見板張りになっていると思うがそれと同じと考えて良いか。

事務局：

その通りである。

瀬口会長：

また板幅のピッチは現状の立面図を見ると短いピッチと長いピッチの2つあるようだが、長いピッチで直すのか。

事務局：

こちらについても現状のものに復旧することから幅の広いピッチに直すことを意向として聞いている。所有者の話ではかつて事務所棟の東隣り住宅棟が建っており、露出して痛んでしまった部分についてのみ短いピッチで修繕したのではないかとのことだった。

長谷川委員：

西面と東面が対照であることが自然であるように感じる。そこの議論はきちんと行っておく必要がある。現在の所有者の記憶している範囲では初めから板張りであったかもしれないが、その前は漆喰であったのではないか。いつの時代に戻すべきなのかの検討はいるのでは。

堀越委員：

移築後の姿という点では杉野委員の意見であったように痕跡を確認することで解消されると思う。移築前に遡っての検討は如何するか。

事務局：

アイチ味噌溜店舗は過去にヘリテージマネージャー養成講座における対象物件になるなど幾度か調査が行われている。しかし、残念ながら移築前に関する記述はどの記録でも確認できず、今回遡ることができるのは今建っている建物の痕跡までと考えている。

瀬口会長：

杉野委員にお伺いしたい。住宅棟を取り壊して現在の事務所棟の東立面が露わになっているとのことだが、東面の状態から住宅棟と事務所棟どちらが先に建築されていたかを読み取ることはできるか。

杉野委員：

通常、江戸の町家はつし二階建てという2階が低い造りになっていることが多いが、大正から昭和にかけて2階の天井が高い総二階という造りに移行してきた。この建物も総二階であり、この時代のものであると考えられる。会長からの質問は建物の状態からだけでは判断することは難しいが、恐らくこの建物のかなり近く（一尺五寸や二尺）に住宅棟は建てられており大屋根の下に入っている接続の仕方からすると事務所棟が先にあって住宅棟が建てられたのではないかと思われる。しかし、そうだとすると西側の造りに合わせた形で東面も漆喰やささら子押し縁下見板張りになっているのが自然であるようにも思われる。

そう考えると住宅棟が先にあり、表にでる西側については漆喰やささら子押し縁下見板張りによる造りとして、東面を簡単な鎧張りにしたとも考えられる。いずれも先に建ったとする解釈が成り立つ。

瀬口会長：

建てられた当時の造りを確認するには、鉄板を剥したときに痕跡を確認するしかないということでしょうか。ここに関してはきちんと調査してもらうということでしょうか。

事務局：

剥す際にはきちんと状況を確認し、写真等の記録を残すこととする。

瀬口会長：

それでは現状案のままで許可するのものととして、痕跡等が出てきたら設計変更を検討してもらう余地はあるか。

杉野委員：

事務局としてはスケジュールをどのように考えているか。

事務局：

申請者は台風の時期より前の7月から8月に改修することを希望している。次回の景観審議会は7月末の開催を予定しており、次回開催を待つと希望時期には間に合わないことになる。

瀬口会長：

景観重要建造物をどこまで文化財に近い扱いとするかという判断にもなると思う。

杉野委員：

大きな発見や問題があれば持ち回り等で確認するということがよいのでは。

事務局：

承知した。

新海委員

昔からアイチ味噌溜店舗を知っているが、隣に立派な住宅棟が建っていた。ひょっとしたら住宅棟が先に建てられていたかもしれない。

瀬口会長：

先ほどの議論のとおり判断が現状ではつかないため鉄板をはがした際に痕跡を確認していただく。

事務局：

補足として、記録として残っている文献では事務所棟が建てられて、間もなく住宅棟が建てられたとしている。あらかじめ住宅棟を建設する予定があり、東面を簡易的な造りとしたという解釈も成り立つかもしれない。

瀬口会長：

先ほどの杉野委員の見立てとも一致する。

岩月委員：

現状の板張りの板は再利用できるのか。再利用できるのであれば現状に沿った長いピッチに合わせた改修でも良いと思うが、できないのであればこれを機に短いピッチで改修を行うことも手ではないか。

事務局：

業者からの見立てでは利用できるものもいくつかはあるが、基本的にはできないものであるとのこと。

岩月委員：

ピッチを短くする場合、スケジュール的なものは大きく変わってくるのか。

事務局：

実際の施工における作業自体は大きく変わらないため可能かとも考えられる、作業量等が増えるためかかる経費も増加し、申請者への同意を経る必要がある。

岩月委員：

三面揃えた方が違和感はないと思う。

瀬口会長：

違和感だけでは根拠として乏しい。根拠づけが必要なのでは。

岩月委員：

長いピッチである根拠は。

瀬口会長：

今の現状を根拠として、申請されているのだろう。

議長が諮問第1号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第1号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

10 報告第1号「景観重要公共施設の制度について」(説明)

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木景観推進班技師)から説明した。

- (1) 景観重要公共施設の概要について
- (2) 景観重要公共施設に指定するメリットについて
- (3) 景観重要公共施設の指定方針について
- (4) 景観重要道路の記載例について
- (5) スケジュール(予定)について
- (6) 乙川リバーフロント地区内候補路線について

11 報告第1号「景観重要公共施設の制度について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

河江委員：

リバーフロント事業の現況を知りたい。

事務局：

後ほどの議題でご説明させていただきます。

新海委員：

候補路線の内、上明大寺3番線から乙川左岸の吹矢橋までを指定していない意図は。

事務局：

選定路線は無電柱化の候補路線となっており、後に追加で電柱が立たないように担保する観点から路線を選定している。

また、御指摘のエリアは都市公園となっており、すでに制限が十分に掛けられている関係から選定していない。

柴田委員：

公共施設管理者について、今回リバーフロントエリアで想定される管理者は市になるのか。また、今後のスケジュールについては、景観計画の変更を見込んだものとなっているのか。リバーフロントエリア内の既設の物件についても指導が可能となるのか。

事務局：

道路維持課が所管している。また、景観重要公共施設を位置づける際には景観計画に書き込む形となるため、景観計画の変更を見込んでいる。

指導については、その路線を景観重要公共道路とし、占用許可基準の内容次第で、既存物件にも指導が可能である。

瀬口会長：

景観重要公共道路の候補路線は無電柱化を目的としたものに限定されるのか。岡崎城の400メートルの石垣の内側の、公園南線の扱いについてはどうか。

事務局：

整備の事項については基準に盛り込むことでその他の視点からも指定が可能である。今回は無電柱化を目指している。

杉野委員：

国道などにも指定をかけることができるか。市民からの要望があった場合対応可能となるのか。

事務局：

可能である。要望があった場合は施設管理者と協議を行う事になる。

杉野委員：

国道での地中化に係る課題等はあるか。

事務局：

無電柱化の際には県や電力会社、通信会社からなる中部ブロックにおける協議会が、どの路線を無電柱化するかを決定する。そのため、施設管理者との協議のみではなく、協議会の決定が必要となる。

杉野委員：

先立って指定をすることで、無電柱化を推進する事は可能か。

事務局：

景観重要公共道路に指定されると、協議会の中での無電柱化路線への選定の優先順位が上がるため、推進の後押しとなる。

杉野委員：

工事の際には史跡を傷つけないようにするなど、整合性に留意しつつ無電柱化を進めてほしい。

長谷川委員：

公園南線の扱いをどうするか議論を伴ったうえでの地中化となれば、さらにより良いものとなると思う。公園南線は堤防道路と思われ、道路動態の数字（量？）カウントに入っていないければ、車を走れないようにして歩行者のみの道路としても問題ないと推測される。こうした将来的にどのような道路とするかの議論と共に地中化するのであれば、より良いものになると考えられ、今後の要望として述べさせていただく。

瀬口会長：

もしも景観重要道路となった際には、岡崎城の整備や河川の整備を拘束しないと考えて良いのか。

事務局：

拘束しない。

中根委員：

都市公園と民有地の関係から選定路線の説明があったが、都市公園は公園法で守られるから指定の必要がないのか、開発との関係で地中化の貫徹が難しいため断念しているのか、もう一度ご説明願いたい。

事務局：

都市公園の区域は公園であるため、電線が入っていない。そのため、地中化の必要が無い。また、公園の区域は規制がすでにかかっているため、指定をしなくても景観重要道路として指定された路線と一緒に動いていく事が可能であると考えている。

中根委員：

川下側のより駅に近い側はどのような扱いか。

事務局：

そちらについても公園の区域となっている。

長谷川委員：

地中化に際して街路樹へのダメージは無いのか。また、地中化に加えて緑道の整備等は可能か。

事務局：

地中化で管を埋める範囲は殿橋から中央緑道までの100メートルほどとなっており、他のところは電柱の移設による裏配線を行う予定である。基本的に河川緑地内の樹木を傷めるような工事は一切行わない。

籠田町線については、電線共同溝への埋設となるが、現状では埋設不可の状況であるため再整備を実施する。再整備に際しては中央緑道は今ある木を活かしながらの整備を実施することになると思う。

瀬口会長：

籠田町線の木は全て植え替えるのでは。

事務局：

植え替えの予定である。

長谷川委員：

植え替えるのであれば、枯れてしまうためもう一度自然を作った方が良いかと思う。

12 報告第2号「乙川リバーフロント地区整備とまちづくりについて」(説明)

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(鈴木企画調整班班長)から説明した。

- (1) 乙川リバーフロント地区のまちづくりについて
- (2) 乙川利活用提案プロジェクト/乙川につながるにぎわいストリートの形成/まちを楽しむ体験プログラム/市民ワークショップと専門家らによる公開検討会の連動開催について
- (3) 乙川リバーフロント地区まちづくりデザイン基本構想(案)に関するマスタープランについて
- (4) かわまちづくり推進体制スキーム図について
- (5) 乙川リバーフロント地区のインフラ整備について
- (6) 乙川リバーフロント地区内候補路線について

13 報告第2号「乙川リバーフロント地区整備とまちづくりについて」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

中心市街地の活性化に関する事業はリバーフロントに移行したと考えて良いか。

また、河川敷のランニングコースにベンチを置く予定はあるか。

四天王像の設置箇所は決定しているか。地元では本田忠勝の菩提寺である西願寺の前に井伊直正の銅像があるのはおかしいのでは、という話も出ているが。

事務局：

中心市街地活性化の取組みの視点はリノベーションまちづくりへと受け継がれ、市民レベルの活動へと姿を変え連続している。川まちづくりは川とまちの融合という活性化への取組みであり、それらを結び付けることで、相乗効果を高めるようにリバーフロントの事業に取り組んでいる。

ベンチについては、ご指摘の通り設置可能な場所には設置していきたい。

四天王像の中央緑道での設置場所は案である。中央緑道の再整備の方向性が決定した後に、設置場所について決定していきたいと考えている。

河江委員：

リバーフロント事業の増額について。また、工期の延長についてはどのような状況か。

事務局：

増額となったのは人道橋である。通常の調査では把握しづらかったとても硬い岩が出たため、工期が四年に延長となった。それに伴い増額という報道であったかと思う。

本事業は総事業費99億円により計画を進めているが、北東街区の商業施設を誘致するにあたり駐輪場を民間に作っていただくなどの計画に変更しており、橋の増額以上に減額の効果が出ている。そのためトータルで見れば、必ず当初の予算以内に収まってくるだろうという状況である。

柴田委員：

各地で川で賑わいを創出する事業が実施されているが、行政側では実際に現地に行って見ているのか。テムズ川やセーヌ川のような川を活用した観光の事例をぜひ見学されると良いと思う。

また、岡崎の川沿いは夜がさみしく、夜に京都の川床のような賑わいがあると良い。

佐藤委員：

この計画に平行して、防災的な観点からの計画は推進しているか。

事務局：

人道橋について防災面の観点からも設計を行っており、災害時には使用可能な道路となる。

中央緑道は広くして、籠田公園を一時避難所とすることを検討している。また中央緑道については現在高圧電線が走っており、防災面からも無電柱化を前提とした整備を進めている。

長谷川委員：

乙川プロムナードのイメージは完成形か。木陰ができるような並木整備の予定はあるか。貸しポートについては、どういった貸しポートが出るか。品格あるデザインとしてほしい。河川敷にケータリングカーが入れるような許可をする計画はあるか。お店があれば賑わいが創出されるため、そういった事を今後考えて行かれるかどうか。太平の祈りプロジェクトで流された LED は回収されるか。以上の点を知りたい。

事務局：

プロムナードについては街路樹を作るまでの幅員が現状では無い。ただし、河川緑地に面しているため、そちらには桜や植栽があり、今あるものを大切に木陰等にして行ければと思っている。

貸しポートについては、基本的には民間の方々にお任せする。ただし、協議会にはしっかりとそうした視点からも見ていただき、派手なデザインはやめていただくなどとしていきたい。

ケータリングカーについては、河川法の関係で今までは駄目だったが、これからは可能となる。複数の出店申込者による相乗効果で盛り上げていきたい。

太平の祈りプロジェクトで流された LED の球は、昨年実施の際には全部回収できた。今年は民間の方と連携してさらに盛り上げていきたいと考えている。

長谷川委員：

きちんと回収していただいている。またそういう部分もアピールしていただくと良いかと思う。街路樹については、河川法が変わったため植えても問題ないはず。時間をかけていいものを作っていただければと思う。

岩月委員：

人道橋の当初の完成予定時期はいつ頃であったか。

船着き場に「危険」という文字が書いてあり、入るな、という印象を受けた。船があるときは入れるが、船が無いときはそこが危険な場所になってしまうという事で、全体のコンセプトとしてはどういった設計方針でやられているのかが知りたい。

ランニングコースの床が現在アスファルトだが、デザイン上、またランニングコースとしてどうなのか。同じくランニングコースの手すりについても、デザイン的な方針があまり見えないが、もう少し明確に表れてきた方が全体の統一感に寄与すると思った。

事務局：

人道橋は当初平成30年の3月までに完成予定であった。橋脚の下の岩に硬いところが見つかった事から工事が一時中断しており、同31年の完成を目指している。

船着き場の「危険」という看板についてはおっしゃるとおりであり申し訳ない。業者さんが

まだ工事中の時期に沢山貼って行ったものである。市長も述べられているように従来の概念である「川は危ない・近づくな」ではなく「どんどん活用する」方向でのイメージであり、今後も気を付けていきたい。ご指摘の部分については撤去したかと思うが確認したい。本当に危険な場所についてだけは掲出の必要があり、ご承知おき頂きたい。

ランニングコースの色合いについては、現在真っ黒だが色合いが土の色に変わってくる舗装としている。若干時間が必要だが、やがて土の色に変わる。

手すりについては、川の水が上がりやすい所では、取り外し可能で耐水性のあるステンレスのものとさせていただいている。ただし、今後も整備を行うため、岩月委員のご意見もいただきながら検証を進めて参りたいと思う。

岩月委員：

ランニングコースの手すりは法律上設置が義務づけられているのか。

事務局：

基本的にバリアフリーの観点に立って、努力義務となっている。誰もが使いやすい空間をつくるという前提から、手すりやスロープを採用している。

天野委員：

リバーフロント地区の事業については、従来型の公共事業とはやり方を変えて行こうという大きな方針があり、100億円の事業費による投資をいかに新たな収益や資金につなげていくかという仕組みづくりを見据えたプランであることを補足として申し述べたい。

公共空間の利活用への規制緩和が近年進んでおり、人口減少時代に減る税収での公共インフラの維持をいかに行うか、という課題に対して、民間がどうかかわって行けるかという点も含め、岡崎もここからシフトをしようという段階にある。何年間か実績を積み上げ、公共性を担保しつつ持続的に民間が収入を得ることのできる仕組みを作って行く実験を、今年度の川まちづくりよりはじめ、それを全体に広げ、モデルができればそれを市内全域に展開していく形で進めて行ければと思っている。

堀越委員：

バリアフリーの観点から。ハンディキャップを持っている人たちが川近くまで行けるのか現状では疑問を覚えている。ユニバーサルデザインの考え方を明示するなどすると、ハンディキャップを持っている方やご高齢の方なども安心されると思う。

柴田委員：

ホテルやコンベンションの施設が欲しい。

事務局：

太陽の城跡地のホテルについては、現在も事業を進めている。今後更にリバーフロント地区を高質なものとすることで、今まで手を上げていただけなかった事業者の方々に手を上げていただけるよう、継続して事業を進めて参りたい。

林委員：

継続性の高い仕組みづくりの為に、単発ではなく長期的な投資を見据えて事業を推進してほしい。

瀬口会長：

インフラ整備において、岡崎城の範囲が基本構想に入っているが、総構えの範囲が入っていないという事は意識していなかったという事で良いか。入れておかないと籠田公園を考えた時に、せっかくの歴史都市になったのに自分で歴史を壊すようなことをしかねない。

総構えの範囲をしっかりと入れ、史跡が出た際の対応をきちんと行ってほしい。

14 報告第3号「岡崎市歴史的風致維持向上計画の認定について」(説明)

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(中村歴史まちづくり班主任主査)から説明した。

- (1) 岡崎市歴史的風致維持向上計画の認定について
- (2) 歴史的風致維持向上計画の認定状況について
- (3) 認定式の様子について
- (4) 計画策定の流れ／策定体制／推進体制について

15 報告第3号「岡崎市歴史的風致維持向上計画の認定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

概要版04における岡崎城下の三大祭とは何を指すか。

事務局：

菅生祭り、岡崎天満宮例大祭、能見の神明宮大祭を三大祭としている。

丹羽委員：

歴史的風致維持向上計画の重点地区と、乙川リバーフロント計画の区域は重なってくるかと思うので、リバーフロント地区の賑わいを創出する際に、歴史と風格のあるまちという観点を踏まえたうえで行ってほしい。

瀬口会長：

岡崎城の総構えは日本最大ということなので、もう少し認識して事業を進めてほしい。また、認識しない間に壊されないようにしてほしい。

16 その他

岩月委員：

歴史的風致維持向上計画について。

伊賀八幡宮の近くに住んでおり、徳川家康にゆかりのある神社で子供たちがお神輿を担ぐなどのお祭りがおこなわれているのだが、今後、こうしたお祭りなどを計画に盛り込んでいく事は可能か。

事務局：

お祭りなどのソフト事業が岡崎ではかなり多く残っており、そういった事業が今後も続いていくように、補助などの支援事業に取り組んで参りたいと考えている。

岩月委員：

岡崎にはまだまだ多くの歴史的風致があるため、そうした部分も取り込んでいただければより魅力が増すと共に、そうした魅力を知った来街者が増えるのではないかと考えている。

乙川リバーフロント地区におけるコンベンションセンターについて。複合的な用途を持たせることで、その日だけしか使わない、といった限定的な用途となることを避け、日常的な使い方を加味したものとしてほしい。

事務局から、殿橋、明大橋のライトアップについての情報提供があった。また、岡崎百景についての情報提供があった。また、第2回おかざき景観賞のパンフレット完成についての案内があった。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成28年度第1回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
